

新旧対照表

新

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（抜粋）

（医師の指定等）

第4条 法第4条の3第2項の規定に基づく診断を行う医師の指定は、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症（次項において「認知症」という。）の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。

2～5 略

旧

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（抜粋）

（医師の指定等）

第4条 法第4条の3第2項の規定に基づく診断を行う医師の指定は、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症（次項において「認知症」という。）の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。

2～5 略